

平成28年 第6回
教育委員会臨時会会議録

平成28年3月22日（火）
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2442号

平成28年第6回臨時会

日時 平成28年3月22日(火) 午後1時30分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長	澤 孝一郎
委員長職務代理者	小 島 洋 祐
委 員	綱 川 智 久
委 員	永 山 幸 江
教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」

次 長	益 口 清 美
庶務課長・教育政策担当課長	佐 藤 雅 志
学 務 課 長	新 井 樹 夫
学校施設担当課長	奥 津 英一郎
生涯学習推進課長	山 田 吉 和
図書・文化財課長	前 田 憲 一
指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書記」

庶務課庶務係長	小野口 敬 一
庶務課庶務係	齊 藤 和 彦

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第16号 港区教職員健康管理規則の制定について
- 2 議案第17号 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 3 議案第18号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について
- 4 議案第19号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 5 議案第20号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 6 議案第21号 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 議案第22号 港区教育委員会事案専決規程の一部改正について

- 8 議案第23号 港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第24号 港区立箱根ニコニコ高原学園条例施行規則の一部を改正する規則について
- 10 議案第25号 港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 11 議案第26号 港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 12 議案第27号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 13 議案第28号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について
- 14 議案第29号 港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について
- 15 議案第30号 港区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 16 議案第31号 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について
- 17 議案第32号 港区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程の制定について
- 18 議案第33号 港区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程の制定について
- 19 議案第34号 学校職員の服務取扱規程の一部改正について
- 20 議案第35号 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成28年度予算特別委員会の総括質問について
- 2 寄付の受領について
- 3 学校法律相談制度の改正について
- 4 区立幼稚園の運営経費について
- 5 学校給食の基本的考え方について
- 6 エコ給食ネット事業の見直しについて
- 7 平成28・29年度港区青少年委員の委嘱について
- 8 平成28・29年度港区スポーツ推進委員の委嘱について
- 9 「港区学校情報化アクションプラン」の進捗状況について
- 10 生涯学習推進課の4月事業予定について
- 11 図書館の2月分利用実績について
- 12 図書館・郷土資料館の4月行事予定について
- 13 4月指導室事業予定について

「開会」

○澤委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから平成28年第6回港区教育委員会臨時会を開会いたします。 (午後1時30分)

平成28年としては第6回ですが、平成27年度としては、最後の教育委員会になろうかと思えます。

おかげさまで、先週幼稚園の終了式、中学校の卒業式は、天気にも恵まれ、無事、終了しました。我々も、子どもたち、あるいは生徒たちの新しい門出に立ち会うことができ、大変うれしく思いました。

それでは、本日、日程第1、審議事項の運営方についてお諮りします。

本日、審議事項が20件あります。お手元の資料にありますように、改正等の理由が共通している、学校整備担当課長の設置に伴う規則改正について2件、行政不服審査法の改正に伴う規則・規程改正について10件、そして、幼稚園教育職員の職層に応じた標準的な職務の設定に関する規程改正について2件は、それぞれ一括して説明を受けてから質疑を行い、1件ずつ採決することにしたと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

「会議録署名委員」

○澤委員長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、小池教育長にお願いします。

第1 審議事項

1 議案第16号 港区教職員健康管理規則の制定について

○澤委員長 日程第1、審議事項に入ります。

議案第16号「港区教職員健康管理規則の制定について」、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、議案第16号「港区教職員健康管理規則の制定について」、ご説明いたします。

議案資料ナンバー1の8ページをご覧ください。

教職員の健康管理について、労働安全衛生法の改正に伴い、平成27年12月から50人以上の労働者を使用する事業所に、一般的にストレスチェックといわれる、心理的な負担の程度を把握するための検査の実施が義務づけられました。

港区の場合、この法で規定する50人以上の教職員が勤務する学校は、現時点では港南小学校と白金の丘学園の2校ですが、去る3月17日に開催された、港区教職員安全衛生委員会において、この2校にとどまらず、港区立の全小中学校の教職員を対象に、このストレスチェックを実施するというので、皆さんのご了承が得られました。これにより、教職員50人以上の学校だけでなく、全ての教職員の精神的な健康管理について取り組むことになりました。

ストレスチェックの実施に当たり、国の指針において規程を定めるということが義務づけられています。これにより、現在、学校保健法に基づいて実施している教職員の健康診断を、区の責任で実施していくことを明確に規定するという一方で、ストレスチェックの実施と合わせ、新たに港区教職員健康管理規則を制定します。

規則の内容ですが、毎年1回定期的な一般健康診断の実施、法66条の10の規定による検査、いわゆるストレスチェックの実施、また健康診断受診後の健康に関する相談等、教職員の健康管理に関することを規定するものです。

施行日は平成28年4月1日といたします。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 平成28年度から法で定められた学校に限らず、港区の場合、全小中学校の都費負担の教職員を対象にストレスチェックも実施するという一方で、その規則について説明がありました。何か質問ございますか。

○綱川委員 3条の6ですが、事務局、指導室、指導主事はわかりますが、統括は、指導主事に含まれているのですか。また、幼児教育専門官はどこに入るのですか。

○庶務課長 指導主事の中に統括指導主事が含まれます。

幼児教育専門官は、位置づけとすると、今は園長です。

○小島委員 8ページの規則の内容、8条第2項ですが、教育委員会では一般健康診断を毎年定期的に1回実施することとあります。これは当たり前のことだと思いますが、新しく規定するのは何か意味があるのですか。

○庶務課長 これまで定期健康診断の実施は、労働安全衛生法で義務づけられていました。ストレスチェックの実施を機に、港区教職員健康管理規則を制定することに伴い、定期健康診断も区の責任で実施していくことを明確に定め、事業者としての責任を果たすという意味も含め、ここで規定するということです。

○澤委員長 よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第16号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第16号については、原案どおり可決するというように決定いたしました。

2 議案第17号 港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

3 議案第18号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について

○澤委員長 次に、議案第17号「港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」と議案第18号「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」、説明をお願いいたします

○庶務課長 それでは、初めに議案第17号「港区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規

則について」、ご説明します。

議案資料ナンバー 2 の 3 ページをご覧ください。

この組織規則ですが、第 2 条で、各課、室、の設置を規定しています。

担当課長は、この規則の第 3 条で事務局に置くことができると規定されています。教育委員会事務局の時限的な課題に対しての解決に当たるため、特定の組織を指揮する者を必要とする場合に設置すると、この規則の別表第 1 で定められています。

現在、港区は、人口増加傾向が続いている中、幼児、児童生徒も増加しており、特に小学校は、通学区域の児童を受け入れるために、迅速な対応が必要となっており、学校の整備が喫緊の課題となっています。

現在、学校施設の整備、建設については、学校施設担当課長が対応していましたが、この人口の急増に伴い、特に緊急度の高い学校施設の整備、具体的には、芝浦港南地域の学校整備に対応するために、新たに事務局内に学校整備担当課長を設置するものです。左側が現行の組織、右が新たな担当課長を置いた組織です。この点線が、担当課長の指揮命令系統をあらわしています。

施行日は、平成 28 年 4 月 1 日となります。

続きまして、議案第 18 号、教育委員会事務局組織規程の一部改正について説明します。

もう一度、議案資料ナンバー 2 の 3 ページの図をご覧ください。

先ほど申し上げた規則では、課のレベルを規定しています。この組織規程は、課を構成する係レベルとその分掌事務を定めているものです。

3 ページの図ですが、この左の図は、学校施設担当課長は、施設計画担当、施設保全担当を指揮監督していることを表しています。平成 28 年度、新たに、学校整備担当課長が学校施設担当課長の後に置かれますが、学校整備担当課長は、施設計画担当の職員のみを指揮監督することになるので、右の図では、課長の並びに合わせ、施設保全担当と施設計画担当の位置を入れかえました。これが改正の内容です。

議案資料ナンバー 3 の 2 ページをご覧ください。

下が現行、上が改正案です。施設計画担当と施設保全担当の位置が入れかわっているのがおわかりかと思います。

次に、3 ページをご覧ください。

この規程では、係組織の分掌事務を規定するものです。施設計画担当と施設保全担当の位置を変えたことと、施設計画担当の内容に新たに「整備」という文言を加えたこと。この 2 点が改正の内容です。

施行日は平成 28 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。議案第 17 号、18 号につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 学校整備担当課長の新設に伴う規則・規程の一部改正について、庶務課長から説明がありました。何かご質問ございますか。

○小島委員 17号の3ページの係の組織図ですが、改正後、施設計画担当のところには、学校整備担当課長と学校施設担当課長の両方から点線が入っていますが、これはどういうことですか。

○庶務課長 学校整備はもともと学校施設担当課長の役割でした。現在も施設計画担当と一緒に取り組んでいます。

学校整備担当課長は、学校整備の中でも、今一番大きな課題となっている、芝浦港南地域に特化して学校整備を担当するという事で、施設計画担当の中の、芝浦港南地区担当の職員の指揮監督をするということです。

○小島委員 学校整備担当課長の具体的な仕事の内容は、どこに書いてあるんですか。

○庶務課長 組織規則で担当課長は表の中で、そのポストを置くことになっていて、具体的に何をするかとか、その指揮命令、予算の権限、事案の決定権、これらは別途決裁で規定します。

○小島委員 議案第18号の3ページの現行の上段を見ると、学校施設計画担当の担当項目が3つ書いてあります。これと並行して学校整備担当課長の担当項目も入れた方がわかりやすいのではないですか。

○庶務課長 課のレベルの組織や、分掌事務は、規則で定めていますので、学校施設担当課長、また、学校整備担当課長が担う部分は、現在、学務課の分掌事務の中に既に入っています。その中の、一部喫緊の課題を特化して当たるのが担当課長です。この内容については、組織規則の中で、整備の分野の「学校の建設計画」、そして保全の分野の「維持管理」ということで、既に、学務課の組織規則の中で規定されており、その部分の改正は特にありません。

学務課の具体的に何を指すのかは、規則で職を別表で置きますので、その先は決裁で、学務課のこの部分の仕事をするということをして規定しています。

係組織ですと、規程のほうに整備されるので、明確にわかるように「整備」という言葉を入れました。

○小島委員 結論は、学校整備担当課長は芝浦港南地区の学校施設を担当するということですね。

○庶務課長 まさに、緊急度が高いということで、芝浦港南地域に特化した学校整備を担当します。

○綱川委員 担当課長や担当係長という職は、スタッフかラインかという、スタッフであってラインではないと聞いています。すると、職員は全部、学務課長の命令指揮下に入っていて、その職務の1つずつについては、その担当課長がやるということですか。決裁は、担当課長ではできないのですか。担当課長のレベルだけでもできるのですか。

○庶務課長 基本、担当課長は事案決定の権限は持ちます。ただし、予算の執行権限については、学務課長の決裁を通さないと執行はできません。

○綱川委員 学校整備担当課長は技術系課長に特化したポストですか。

○庶務課長 違います。管理職ポストは、特に職種指定はしていません。

○澤委員長 それでは、採決に入ります。

まず、議案第17号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第17号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第18号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

4 議案第19号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○澤委員長 次に、議案第19号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いします。

○庶務課長 議案第19号「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、ご説明します。

議案資料ナンバー4の8ページをご覧ください。

年金制度について、この安定化、また公平性を確保するため、厚生年金保険法が改正され、平成27年10月から、公務員が加入する共済年金と民間企業の会社員の方が加入する厚生年金が統一されました。

左の図の、真ん中部分の共済年金が、企業と同じ厚生年金になりました。

さらに、これまで、現役世代の保険料収入で、受給者の給付を賄うという、世代間扶養の考えのもとで、職域部分と言われていた、3階建ての部分ですが、高齢化の進展に伴い、将来、非常に不安定な状況が予想されるということで、将来の年金給付の必要分をあらかじめそれぞれが保険料で積み立てていくという考えの、年金払い退職給付というものになります。

資料の6ページと5ページを見比べながらご覧ください。6ページの表の左下の方に社会保険料という欄があります。現在は、この社会保険料の欄には、4つの項目がありますが、5ページの改定案では、この社会保険料欄の、左から2つ目に、退職掛金という欄を新たに追加しています。これが年金払い退職給付として引かれた金額が入る欄になります。この欄を「退職掛金」という名称で追加するというのが改正内容です。

施行が公布の日になります。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 幼稚園の先生方の給与に関して、年金の仕組みの改正ということで説明がありましたが、ご質問等ございますか。

○綱川委員 幼稚園教職員以外の職員も、同様に変更になったのですか。

○庶務課長 同様に変更になります。

○澤委員長 ご質問ございませんか。

それでは、採決に入ります。議案第19号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第19号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

5 議案第20号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

○澤委員長 次に、議案第20号「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いします。

○庶務課長 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明します。

議案資料ナンバー5の4ページをご覧ください。

昨年の特例区人事委員会の給与勧告を受けまして、特別給の年間支給月数は0.1月引き上げて4.3月となりました。平成27年度については、労使の妥結が11月であったことから引き上げ分は、教育委員会でもご審議いただいて規則を改正し、12月の勤勉手当に割り振ったというのが、この2番の上の表です。

平成28年度については、この勤勉手当は6月と12月で支払っているのので、この0.1月をそれぞれ0.05月に割り振って支給するというように規程を改正するものです。

施行日は、平成28年4月1日です。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問等ございますか。

それでは、採決に入ります。議案第20号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第20号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

6 議案第21号 港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

7 議案第22号 港区教育委員会事案専決規程の一部改正について

8 議案第23号 港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

9 議案第24号 港区立箱根ニコニコ高原学園条例施行規則の一部を改正する規則について

10 議案第25号 港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

11 議案第26号 港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

12 議案第27号 港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について

13 議案第28号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

14 議案第29号 港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について

15 議案第30号 港区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

○澤委員長 次に、議案第21号「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第22号「港区教育委員会事案専決規程の一部改正について」、議案第23号「港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第24号「港

区立箱根ニコニコ高原学園条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第25号「港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第26号「港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第27号「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第28号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第29号「港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第30号「港区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いします。

○庶務課長 議案第21号から議案第30号までの10件については、行政不服審査法の全部改正に伴って、関係する規則・規程の一部を改正するものです。

平成28年4月1日に施行されます改正行政不服審査法では、公正性の確保のために、現行の異議申し立て制度を廃止して、不服申し立てについては審査請求に一元化するという。また、国民の利便性を向上させるために、この審査請求することができる期間を、現行の60日以内から3か月以内に延長するものです。これに合わせて、関係する規程を改正します。

初めに、議案第21号「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明します。

議案資料ナンバー6の5ページと6ページを合わせてご覧ください。

5ページが改正案、6ページが現行の様式です。6ページ、一時差しとめ処分書という様式が定められていますが、この下の方に、この決定に対しての不服があった場合の記載があります。この中の「60日」と記載された部分を、5ページの改正案で、「3か月」という記載に改正するものです。

また、今回の改正に合わせて、現行「6箇月」の「箇」の字が漢字だったものを、他の規程と合わせて平仮名にするという文言修正もあわせて行います。これが議案第21号です。

次に、議案第22号「港区教育委員会事案専決規程の一部改正」です。

議案資料ナンバー7の2ページの新旧対照表をご覧ください。

現行では、この別表の14で、不服申し立てに関する規程があります。

今回、この異議申し立てが廃止されたため、この「異議申し立て」の文言を削除します。

また、審査請求の「採決」の文字ですが、現在の規程では、この「採決」が、会議で議案の可否を決める「採決」ということになっており、本来、行政庁の決定に対する訴えや願いに対して下す決定というのは「裁判所」の「裁」の字を使った「裁決」ということなので、これを修正、あわせて改正します。

また、「訴」の送り仮名、「え」も追加する改正をあわせて行います。

続いて、23号以降、学務課長から説明いたします。

○学務課長 議案資料ナンバー8番をご覧ください。

「港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」です。

7ページから12ページ、保育料決定通知書、保育料変更決定通知書、保育料減免決定通知書の「不服申し立て可能期間」について、現行制度では「60日」となっておりますが、「3か月」に改正

し、あわせて「6箇月」の「箇」を、漢字から平仮名に文言修正します。

議案資料ナンバー8については以上です。

続いて、議案資料ナンバー9、「港区立箱根ニコニコ高原学園条例施行規則の一部を改正する規則について」の説明です。

5ページをご覧ください。

1号様式から9号様式はそのまま、10号様式と11号様式に変更があります。

引き続き、10ページをご覧ください。

まず、不服申し立ての手続きの種類ですが、今までは、上級庁がある場合は審査請求、上級庁がない場合は異議申し立てでしたが、新制度では教育委員会への審査請求に一本化します。

次に、不服申し立て可能な期間を、現行「60日」を「3か月」に変更します。あわせて「6箇月」の「箇」を、漢字から平仮名に修正します。

説明は以上です。

○生涯学習推進課長 議案資料ナンバー10「港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明します。

8ページの新旧対照表をご覧ください。

上段の改正案の右から第2号様式及び第2号様式の3、第5号様式、第8号様式及び第9号様式について、「不服申立て」もしくは「異議申立て」という表記を、「審査請求」に修正しました。あわせて審査請求期間を「3か月以内」に改めました。

様式の改正点につきましては、9ページ以降、改正案、現行という形で5種類添付しました。

次に、議案資料ナンバー11「港区立生涯学習館条例施行規則の一部を改正する規則について」説明します。

8ページの新旧対照表をご覧ください。

上段の改正案の、右から順に第2号様式、第2号様式の3、第5号様式、第8号様式、第9号様式の5つの様式につきまして、「不服申立て」あるいは「異議申立て」という表記を「審査請求」に修正しました。あわせて審査請求期間を「3か月」に改めました。

様式は、9ページ以降にありますので、ご覧ください。

続いて、議案資料ナンバー12「港区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」説明します。

6ページをご覧ください。

右から第7号様式、第12号様式、第13号様式の3つの様式について、「異議申立て」という表記を「審査請求」に修正しています。また、あわせて審査請求期間を「3か月以内」に改めています。

書式は7ページ以降、同様に改正案、現行という形で3種類添付しました。

続いて、議案資料ナンバー13「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明します。

5 ページの新旧対照表をご覧ください。

こちらは、第7号様式と第8号様式について、同様に「異議申立て」という表記を「審査請求」に修正しています。あわせて審査請求期間を「3か月以内」と改めています。

様式は、6 ページ以降に添付しています。

最後に、議案資料ナンバー14、「港区立武道場条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明します。

ページの新旧対照表をご覧ください。

右から、11号様式、第12号様式について、「異議申立て」という表記を「審査請求」に修正し、あわせて審査請求期間を「3か月以内」に改めています。同様に、様式の改正点については、6 ページ以降に添付しています。

○図書・文化財課長 「港区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」、ご説明します。

今回の法改正に伴い、議案資料ナンバー15の7ページ「指定管理者指定取消書」、9ページ「指定管理者業務停止命令書」の説明の中の「異議申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「6箇月」を「6か月」に、「決定」を「裁決」に、それぞれ変更しました。改正案は6ページ、8ページでございます。

10ページをご覧ください。不服申し立ての手続きの種類ですが、新制度では、上級庁のある場合、ない場合、ともに、教育委員会への審査請求に一本化しました。

なお、郷土資料館については、現在、指定管理を導入しておりませんので、これに該当するものではありません。

以上、説明を終わります。

○庶務課長 今、ご説明いたしました、改正する規則とこの施行日ですが、いずれも平成28年4月1日です。

説明は以上です。議案第21号から第30号までの10件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 異議申し立てを審査請求に一本化するということで、規則の一部を改正する規則について、説明してもらいましたが、何かご質問等ございますか。

○小島委員 教育委員会の場合で上級庁がある場合とは、どういう場合なのですか。

○庶務課長 教育委員会の決定で、上級庁のある場合は無いと思います。区の決定に対して不服がある場合は、区が受けるということです。

○澤委員長 それでは、採決に入ります。

議案第21号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 議案第21号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第22号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

- 澤委員長 議案第22号について、原案どおり可決することに決定いたしました。
続いて、議案第23号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。
(異議なし)
- 澤委員長 議案第23号について、原案どおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第24号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。
(異議なし)
- 澤委員長 議案第24号について、原案どおり可決することに決定いたしました。
続いて、議案第25号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。
(異議なし)
- 澤委員長 議案第25号について、原案どおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第26号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。
(異議なし)
- 澤委員長 議案第26号につきましても、原案どおり可決することに決定いたしました。
次に、議案第27号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。
(異議なし)
- 澤委員長 議案第27号についても、原案どおり可決することに決定いたしました。
続いて、議案第28号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。
(異議なし)
- 澤委員長 議案第28号について、原案どおり可決することに決定いたしました。
続いて、議案第29号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。
(異議なし)
- 澤委員長 議案第29号について、原案どおり可決することに決定いたしました。
最後に、議案第30号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。
(異議なし)
- 澤委員長 議案第30号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

16 議案第31号 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について

○澤委員長 次に、議案第31号「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○指導室長 議案第31号「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について」の概要を説明します。

本件の改正ですが、2月の臨時会で、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例が改正され、等級別基準職務表が定められたことにより、本規則の中にあった、級別標準職務表を削除することにかかわる改正ということが1点。

もう1点が、地方公務員法の一部改正に伴い、港区職員の分限に関する条例が一部改正され、分限処分による降給が整備されることによる改正の2点です。

それでは、議案資料ナンバー16の5ページをご覧ください。

まず、等級別基準職務表に関する規則の改正について説明します。平成28年4月1日、地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法が一部改正され、それに基づいて、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例が改正されます。給与条例の中で等級別基準監督表が新たに定められ、本案の規程にある級別標準職務表を削除します。

2点目の改正内容は、平成28年4月1日、港区職員の分限に関する条例の一部改正により、分限処分による降給が整備されることに伴い、その手続について定めるものです。

具体的内容については、降格と降給とが同日に行われる場合における号給、降給の規程により決定された号給から降格の規程を提供して得られる号給とすることを定めます。

簡単に言うと、この分限によって、まず降給を行ってから降格を行うことを定めるものです。こちらについては、新旧対照表の3ページにございますように、第15条として改めて定めるものです。

施行期日は、平成28年4月1日です。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○澤委員長 「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について」の説明でしたが、何かご質問ございますか。

○小島委員 分限処分の場合の「降格」と「降給」という言葉になっていますが、降格して、さらに、もう一回降給するのですか。俸給としては2回下がるのですか。

○指導室長 降給を例として説明します。給与表が分限処分により下がり、その降給の表に基づいて、下位の職層のある給与表に移る形で降格となるので、その給与表上の直近下位の号給で、給与が支払われることとなります。そのため、実際には2階級下がることとなります。

○澤委員長 仕組みが複雑ですが、ご質問ございませんか。

それでは、採決に入ります。

議案第31号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 ご異議ないようですので、議案第31号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

17 議案第32号 港区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程の制定について

18 議案第33号 港区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程の制定について

○澤委員長 次に、議案第32号「港区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程の制定について」と議案第33号「港区立幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程の制定について」、この2つについて、説明をお願いします。

○指導室長 議案第32号「港区立幼稚園教育職員の標準的な職に関する規程の制定について」と議案第33号「幼稚園教育職員の職務遂行能力に関する規程の制定について」、説明をいたします。

まず、第32号ですが、本案規程の制定は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員法第15条の2第2項に規定する標準的な職に関する整備を行うための制定です。

議案資料ナンバー17、4ページをご覧ください。地方公務員法第15条の2、前項第5号の標準的な職は、職制上の段階及び職務の種類に応じ任命権者が定めるということで、今回、審議をしていただくものです。

これまで、園長、副園長、教諭については、学校教育法の第27条に規定されていましたが、この任用、昇給、降格等も、地方公務員法の一部改正に伴い、改めて、標準的な職に関する整備をこの規程で行うということです。

3ページをご覧ください。

制定内容ということで、第1条、まず、本案規程に制定する趣旨について定めるものです。

続いて、第2条、幼稚園教育職員についての定義です。

第3条には、別表により、幼稚園の職員の構成について定めるとあり、2ページの別表に、職制上の段階と標準的な職として、改めて、園長、副園長、主任教諭、教諭という職の構成について定めるものです。

施行期日は平成28年4月1日といたします。

次に、第33号、幼稚園教育職員の標準職務遂行能力に関する規程の制定についてです。

本案規程の制定は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴い、同法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力に関する整備を行うための制定です。

こちらについては、議案資料ナンバー18の7ページに、地方公務員法15条の5ということで、記載しています。

職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定める、ということから、この遂行能力について整備を行うための制定です。

5ページをご覧ください。

こちらが制定内容です。先ほど同様、第1条は趣旨について定めるものです。第2条は、幼稚園教育職員及び標準的な職について定義します。そして、第3条は、別表により、港区立幼稚園教育職員の標準的な職の職務遂行能力の構成について定めるものです。

それぞれの職の職務遂行能力は、2ページから4ページに一覧の別表として示しています。

以上、説明を終わります。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

施行期日は、第32号、第33号ともに、平成28年4月1日です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 幼稚園の先生方の標準的な職に関する規程と、標準職務遂行能力に関する規程につい

ての説明でしたが、ご質問ございますか。

○小島委員 まず、議案資料ナンバー17の2ページ、職制上の段階が上に、下に標準的な職と書いてありますが、標準的な職で、園長、副園長、主任教諭、教諭以外の職はあるのですか。

○指導室長 これ以外の職はございません。

○小島委員 わかりました。

次に、議案資料ナンバー18の議案第33号ですが、例えば4ページの、主任教諭と教諭の標準職務遂行能力の表記ですが、保育・教育指導については「特に高度の」「経験又は」以外は同じ文です。幼稚園運営については全く同じ文言です。少し変えた方が良いでしょう。

○指導室長 資料の6ページをご覧ください。

まず、園長と副園長の違いでございますが、ア、イ、ウ、エの4つの項目がある中で、副園長のところに、園長にないものを下線部で示しています。アの園の運営では、「園長を助け」、また「学級の運営においても円滑に行うことができる」ということで、担任の教諭として保育もできるということを示しています。

イの園教育の管理については、園長を助けるという項目が入り、これは、ウの所属職員の指導監督、エの園施設事務の管理も同様です。

そして、主任教諭、教諭ですが、主任教諭は上級職ですので、アの保育・指導において、特に高度の知識、経験を持っているということを、普通の教諭とは違うということを記載しています。いずれにしても、今まで業績評価等の規程の中で示されていたものですが、今後、この標準職務遂行能力を評価項目として、より透明性、客観性を高めた人事評価制度を実現するためのものがございます。

○小島委員 わかりました。幼稚園運営においては、主任教諭も、教諭も、基本的には同じものを求めるということですね。

○綱川委員 この規定の制定にあたり、何かひな型みたいなものはあったのですか。

○指導室長 実は、特別区の教育委員会から、23区で、ある程度統一した形にせよとの指示がありました。

○綱川委員 この規定ができることによって、何か前向きな変化があらわれるのですか。

○指導室長 今までは各区で個別に作っていた、管理職についての業務評価、教員についての勤務評価が、今回この法律の改正により、全体を精査して統一した形にしてゆくものです。教員がこの規定に基づき、自分はどのような職務を遂行してゆくのかという目標を定め、規定を定めて、次のステップを目指してゆくための規定ですので、我々もこういった規定を有効に活用していかなければいけないと考えております。

○綱川委員 よりわかりやすい指針ができ、より明確な目標を持てるということですね。

○澤委員長 それでは、採決に入ります。

まず、議案第32号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 議案第32号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第33号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第33号についても、原案どおり可決することに決定いたしました。

19 議案第34号 学校職員の服務取扱規程の一部改正について

○澤委員長 続きまして、議案第34号「学校職員の服務取扱規程の一部改正について」、説明をお願いします。

○指導室長 議案第34号「学校職員の服務取扱規程の一部改正について」、概要を説明いたします。

本件の規程改正は、パワー・ハラスメントに対応するための規程改正と障害を理由とする差別の禁止等を規定する改正の2点です。

それでは、議案資料のナンバー19の4ページをご覧ください。

改正理由は、今、申し上げたとおりです。

まず、パワー・ハラスメントに対応するための規程改正です。

こちらについては、区教育委員会は、平成12年10月に、港区立学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する要領を定め、セクシャル・ハラスメントの防止に対応してきました。

東京都教育委員会から、昨年7月に、都立学校の教職員を対象としたセクシャル・ハラスメント要綱に、パワー・ハラスメントの規程を盛り込んだことを受け、区教育委員会は昨年9月に、港区立学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する要領に、パワー・ハラスメントを禁止する規程を加えました。そのため、「港区立学校におけるハラスメントの防止に関する要領」と改名しました。

2ページの、学校職員服務規程取扱規程の、新旧対照表をご覧ください。これは、8月末に要領の改正で決裁を既に済ませているものです。

まず、第10条の見出しですが、「セクシャル・ハラスメントの禁止」から「セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの禁止」と改正しています。

そして、第10条の2項に、改めてパワー・ハラスメントを禁止する規程を盛り込んでいます。この改正については、都の通知を待たず、もっと早く、港区として進めるべきものだったかと考えています。今後、そういったことについても、さまざまな配慮をしながら進めてゆきたいと思っています。

次に、障害を理由とする差別の禁止等を規定する改正について説明します。

平成27年11月12日と平成28年3月10日の教育委員会において、障害を理由とする差別の廃止を推進する港区教育委員会の取り組みについてご報告しましたが、平成28年4月1日施行予定の、港区学校職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱の施行を確実なものにするため、学校職員服務規程に障害を理由とする差別の禁止等の項目を規定するものです。

幼稚園、小中学校の教職員に対して、障害を理由として不当な差別的取り扱いを禁止するととも

に、障害者から社会的障壁の除去について申し出があった場合には、それが負担な過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を行う旨の改正を行うものです。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。改めて11条の2として、規定しています。

この規程の施行期日は平成28年4月1日となります。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほど、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 ハラスメントの防止と障害を理由とした差別の解消の推進ということで、学校職員の服務取扱規程の一部改正についての説明でしたが、何かご質問ございますか。

○綱川委員 これは、禁止の条例ですね。罪を犯したものに対しての処分権限は港区にはなく、東京都にあるのですか。例えば、そういうことが起こった場合、区としてはどんな対応ができるのでしょうか。

○指導室長 まず、セクシャル・ハラスメントとパワー・ハラスメントについては、その苦情相談の窓口があります。そちらに案件として上がった際に、区の教育委員会として、その事案について、その被害を訴えた方に対して調査を行います。状況によっては、訴えられた方にも聞き取りを行い、事実等を確認できた段階で東京都に服務事案として案件を上げて、裁量を求めるということになります。

○澤委員長 ほかに何かございますか。

それでは、採決に入ります。議案第34号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 ご異議がないようですので、議案第34号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

20 議案第35号 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○澤委員長 次に、議案第35号「港区立幼稚園教育職員の人事について」です。

この議案につきましては、人事に関する案件のため非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。それでは、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき、非公開といたします。

(非公開)

第2 教育長報告事項

1 平成28年度予算特別委員会の総括質問について

○澤委員長 次に、日程第2に行つて教育長報告事項に入ります。

では、まず、「平成28年度予算特別委員会の総括質問について」、説明をお願いします。庶務課

長。

○庶務課長 資料ナンバー1をご覧ください。平成28年度の区議会予算特別委員会の総括質問は3月11日に行われました。教育に関する質問については、4会派、4名の方が1ページの付議の項目で質問がありました。

幼児教育の強化、障害者スポーツ選手の表彰、組み体操の話等が話題になりました。教育長答弁の内容は、2ページ以降に記載しましたので、ご覧ください。

以上で説明を終わります。

○澤委員長 何かご質問等ございますか。

○綱川委員 ウォータークーラーの件が出ています。以前は、基本的に設置できないということでしたが、今は、ほとんどの学校にあるようです。設置についての規定はありますか。

○学校施設担当課長 設置については、これから学校に要望を確認し、必要に応じて設置を検討していく予定です。現状のものを修理していくということも含め、学校にも調査を依頼しています。

○綱川委員 今までは区の予算で設置しているのですか、それとも、ほとんど寄付なのですか。

○学校施設担当課長 寄付のものもありますし、学校で設置したものもあります。学校によって違います。

○綱川委員 学校で設置したというのは、学校の備品代で設置したということですか。

○学校施設担当課長 そのとおりです。

○綱川委員 わかりました。

○庶務課長 寄付をいただくことは厚意でありがたいことなのですが、維持管理費、経費等がかかる場合、いくらご厚意であっても、慎重にならざるを得ないところです。ウォータークーラーについても、水道代に加えて、水質検査等の維持管理費等もかかるので、無条件で頂くわけにはいきません。

○澤委員長 そういう問題もありますね。ほかに何かございますか。

(なし)

○澤委員長 では、次に移らせていただきます。

2 寄付の受領について

○澤委員長 「寄付の受領について」です。

○庶務課長 資料ナンバー2です。

この時期、終了、卒業記念、また、秋に行われました周年行事等で、それを記念してPTAや、同窓会等からいろいろ寄付をいただいているということで、寄付受領取扱内規に基づき、教育委員会に報告するものです。

寄付申し出者への対応ということで、受領書、御礼状を出させていただいております。

特に、3ページ目の白金小学校の音響反射板ですが、こちらについては100万円以上ということで、あわせて感謝状も贈呈するという事になっています。

この時期ですので、非常にまとまった数になっておりますが、学校には常に、寄付をいただいたときは直ちに報告するという届出義務もありますので、今後届出があった際は、教育委員会に報告させていただきます。

説明は以上です。

○澤委員長 寄付の受領について報告がありましたが、何かご質問はございますか。

(なし)

3 学校法律相談制度の改正について

○澤委員長 それでは、「学校法律相談制度の改正」について、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 資料ナンバー3をご覧ください。学校が、保護者等との対応について、平成19年度から、港法曹会のご協力を得て、学校法律相談制度を設け、法律的な問題の解決について、アドバイスいただいています。

これについては、非常に力強い助言になり、大いに役立っているということです。

しかし、助言だけではなかなか解決に至らない。問題が長期化している。場合によっては、保護者等が弁護士を同席で交渉したいという要望がある等、学校側にとって、非常に負担になっているという実態があります。こういった状況に対し、今後、一定の条件のもと保護者等と面談する際に、弁護士が同席をするという制度を始めたいと考えています。

基本は、これまでのように弁護士のアドバイスを受けて学校側が対応するものですが、どうしても解決に至らない場合、保護者等の同意が得られたという前提のもとで、担当の弁護士の先生に同席していただきます。

弁護士の役割は、区の代理人という立場で、法的な見解等を説明します。

それ以上、法的な手続等は一切行いません。

今回、港法曹会と検討し、相談時間・回数は、原則、1回あたり1時間以内、1案件につき2回までということにスタートしています。

2回目までいくことはないであろうと思われませんが、いずれの場合も、面談の席に弁護士が同席することで、問題が早期・円満解決に至ればと考えています。

資料ナンバー3の2ページ目、Ⅰが現状、Ⅱが新たに加わる弁護士同席の場合の流れを表した図です。今後、修正が必要な場合は、港法曹会とも協議しながら、制度の改善に取り組んでいきたいと思っています。

説明は以上です。

○澤委員長 学校法律相談制度の改正について、説明がありましたが、何かございますか。

○小島委員 弁護士からの助言だけではなかなか解決できない事案も多いので、このように弁護士同席で解決を図るということは、非常にいいと思います。

この場合、同席の実施条件として、保護者等の同意が得られた場合ということですが、なかなか解決できない案件で、弁護士が「同席したほうが良い」という判断をすれば、保護者等の同意がなくても弁護士が同席できるようにはならないですか。

○教育政策担当課長 明確な基準がなかなか、決めづらい問題なのです。弁護士同席だから効果があると断言できるものではありません。弁護士からも、基準や書式にとらわれず、事実をすべて話して欲しいと言われていました。互いが事実を包み隠さず話し合い、少しでも問題解決の糸口に繋がるよう、この制度を利用してほしいと、校長先生にも伝えてゆきたいと考えています。

○小島委員 人と人の争い事なので、なかなかマニュアルどおりにはいかないものですね。

この制度を運用してゆくことによって、さらに使い勝手のいい制度になるように、今後大いに期待しています。

予算の問題等、いろいろあると思いますが、今後の運用によって、改良されると思います。

○綱川委員 去年、学校法律相談の勉強会に出席した際に感じたのですが、学校の運動会に学校法律相談の先生を招待する等、普段から学校と担当弁護士が積極的に交流しているケースもあるようです。そんなつながりを利用して、訴訟に移行した場合、その学校の担当弁護士が、そのまま受け継いでくれる制度というのはいないのですか。

○教育政策担当課長 訴訟となれば、全く別の話で、担当弁護士をどうするかという話は、学校の裁量だけで決めるものではないと思っております。

また、学校と担当弁護士の交流の件ですが、年度当初に、そういった場を設け、ふだんから気軽に話ができる関係を築いておくことが必要だと思っています。

これから、運用していく中でいろいろ改善を図っていきたいと思っています。

○綱川委員 4番ですが、平成28年度は全体で年間6回以内とありますが、教育委員会としては、弁護士に同席してもらう面談は、年間6回以内にしたいということですか。

○教育政策担当課長 平成28年度については、予算の関係もあり、年間6回以内と設定しました。

○澤委員長 質問はございませんか。

4 区立幼稚園の運営経費について

○澤委員長 それでは、次の「区立幼稚園の運営経費について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「区立幼稚園の運営経費について」、ご説明いたします。

資料ナンバー4をご覧ください。平成27年4月から子ども子育て支援新制度の実施に伴い、区の幼稚園の運営に関する条例を定めております。その中で、保護者に、幼稚園の運営費、園児1人当たりにかかる費用を知っていただきたいという趣旨で、施設型給付費の額を保護者に通知することとなっています。

1の施設型給付費というところをご覧ください。

まず、施設型給付費の定義を説明します。国の基準に基づいて算出した区立幼稚園の年間運営費、これを公定価格といいます。基本額が決まっており、それを国の基準に基づいて算出したものが公定価格です。

ここから利用者の負担額を引いたものが施設型給付費です。

私立幼稚園では、この部分が国からの補助金となりますが、区立幼稚園には補助金がありません

ので、確定することによりあまり実益がないということです。

次に、2をご覧ください。

平成27年度の区立幼稚園運営経費及び施設型給付費でございます。

区立幼稚園運営経費は、園児一人あたり年間721,059円、公定価格が585,087円で、その内、利用者負担額は74,300円、施設型給付費は510,787円です。

その他区負担額という国の基準額を超える部分の135,972円を区が負担しています。

2ページ目がお知らせです。これを3月末に保護者宛てに送付をさせていただきます。

説明は以上です。

○澤委員長 区立幼稚園の運営経費についてと、その内容について説明をもらいましたけれど、何かございますか。

なぜ保護者に知らせるのですか。

○学務課長 私立幼稚園では、この施設型給付費というのが、補助金になります。どのくらい補助金出しているかを、保護者に理解していただくためにお知らせするということです。

○澤委員長 私立幼稚園の場合、全ての幼稚園に国がこれだけ補助しているということですか。

○学務課長 この金額ということですか。

○小島委員 保護者へのお知らせのところで、「このお知らせは、何々に基づいて、知らせるものです。」という文言を入れた方がいいと思います。

○学務課長 入れさせていただきます。

5 学校給食の基本的考え方について

○澤委員長 それでは、「学校給食の基本的考え方について」、説明をお願いします。

○学務課長 「学校給食の基本的考え方について」、説明します。

資料ナンバー5をご覧ください。

1ページの一番上に給食に関する基本的事項をまとめました。

平成25年1月に学校給食摂取基準が改正されたことに伴い、新たな課題を加えて改めたということですが。

最後のページに、改正のポイントをまとめました。

本文の項目に応じて記載していますが、主な見直し点をご紹介します。

まず、概要です。今までは「学校給食の方向」ということでしたが、方向性だけではなく、概要の方針も加え、「基本的な考え方」と改めました。

1ページ1をご覧ください。学校給食を取り巻く状況ということで、アレルギーや、ウイルスといった、課題を加えております。

2の学校給食の目的には、学校給食法第2条に掲げられた、「学校給食の目標」を記載しています。

次に、学校給食の方針ですが、今までは食育の推進等、3項目でしたが、「適正な衛生管理に基づく安全・安心の確保」「食物アレルギーへの対応」「学校給食の環境整備」を追加しました。

続いて、3ページ(2)②の1)をご覧ください。米飯給食の推進ということで、今後、和食を推進してまいります。

4ページ3の(2)の③地産地消です。地産地消を推進し、江戸前の食文化、地域の自然、産業に対する児童・生徒の理解を深めてまいります。

また、④では、学校給食は手作りを基本とする、⑤献立に即した食器具を使用してゆくなど、魅力ある食事内容の充実を目指します。

続いて、5ページ(4)食物アレルギーへの対応。これは非常に重要なので別の項目にして記載しました。

続いて、(5)家庭・学校・地域の連携ですが、幼稚園・小中学校に加えて保育園を入れました。

6ページ(6)学校給食の環境整備では、学校長や食育リーダーの役割を明確にし、組織を整備していくということを記載しております。

説明は以上です。

○澤委員長 学校給食の基本的な考え方に、現在の状況を勘案して改正するという説明でしたが、何かご質問はございませんか。

(なし)

6 エコ給食ネット事業の見直しについて

○澤委員長 次に「エコ給食ネット事業の見直しについて」、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「エコ給食ネット事業の見直しについて」、ご説明をいたします。

資料ナンバー6をご覧ください。

まず、1の現状です。

(1) 生ごみリサイクル処理の実施ということで、①生ごみ処理機のある学校が、給食で発生した生ごみを、乾燥処理した上で堆肥工場へ送って、堆肥にリサイクルしています。生ごみ処理機は、約半数の学校に設置されています。②生ごみ処理機がない学校は、生ごみを直接処理場へ送り、飼料等にリサイクルしています。

(2) 循環型リサイクルシステムの運営ですが、①、(1)①の生ごみ処理機で作った堆肥を使い提携農家が、減農薬野菜、有機野菜を栽培します。②、(2)①でできた野菜を区が購入し、学校給食での提供や、環境教育の教材にしています。ちなみに、生ごみ処理機のない学校からでた生ごみを使って作られた飼料等は、提携農家では使っておりません。

(3) 特別栽培農産物の購入です。これは、(2)の野菜等とは別に、安全・安心な特別栽培農産物を購入しているということです。

要するに(2)と(3)は、食材を公費負担しているということです。

次に、2の課題です。(1)生ごみリサイクルの実施に伴う生ごみ処理機の設置ですが、臭気や設置場所の問題から全校設置が難しく、半分程度にしか設置していません。

また、生ごみ処理機自体は耐用年数を超え、メーカー保守は32年度で終了し、また同型の後継

機が製造されていないという状況です。

続いて（２）をご覧ください。循環型リサイクルの運営ですが、今年度の事業者から、安定供給が難しいということで撤退の申し入れがあり、平成２８年の３月に終了する予定です。

また、環境教育ということが、エコ給食ネット事業を開始した当時の目標でしたが、今では太陽光発電、ビオトープの活用等、教材となる事業も多様化し、充実しており、この事業の環境教育としての役割は低下しているというところです。

２ページ（３）です。特別栽培農産物ですが、こちらも現在果物、野菜を公費で購入しています。ただ、当初に比べて特別栽培農産物への意識も広がり、特別栽培農産物の価格も下がっていること等から、当初のように公費で購入する必要性は、やや低くなっています。

ただ、果物など生で食べる食材については、やはり他の野菜と比べて割高のため、まだまだ公費で購入する必要性が高いというところです。

次に、今後の対応です。これは見直し案を簡単にまとめた図でございます。左が現行で、右が見直し案ということで、説明いたします。

現行と見直しですが、予算額は２，５００万円程度で大きな差はありません。左図の上部に「環境教育」と書いてありますが、今まではこれが主な事業でした。（１）の生ごみリサイクル処理の実施ですが、生ごみ処理機がある学校と、ない学校の２種類に分かれておりました。今後は、①生ごみ処理機による堆肥化は縮小廃止し、②食品リサイクル処理場での飼料化等を継続・拡大してゆきます。①を②へ統合する形で環境教育を実践します。

続いて（２）ですが、ここが大きく変わる部分です。現行では、学校の生ごみ処理機で作った堆肥を使用して野菜を栽培し、購入していましたが、継続が難しいということから、今後は、食育ということで、行事食、国際食、郷土料理、そういった給食を年間４回程度提供し、試食分のプラスの部分を公費で負担していくということです。

最後に（３）です。特別栽培農産物の野菜、果物を、公費で購入していましたが、今後は、生で食べる果物等に限定して購入します。野菜、農作物は、価格も下がっていることから、公費ではなく保護者が負担すべき給食費で購入します。平成２８年度からこのシステムで実施していきます。

説明は以上です。

○澤委員長 エコ給食ネット事業の見直しということで説明がありました。何か質問はございますでしょうか。

公費で購入する必要性が少なくなったということですが、保護者の方の負担は、増えるのですか。

○学務課長 給食費は決まっておりますので、負担は増えません。公費で購入していた特別栽培農産物の野菜と果物等を果物等だけにし、野菜は給食費で購入します。特別栽培農産物の野菜の価格は、１０年前に比べると下がってきているので、保護者の負担額は下がります。

７ 平成２８・２９年度港区青少年委員の委嘱について

○澤委員長 それでは、次、「平成２８・２９年度港区青少年委員の委嘱について」、説明をお願い

します。

○生涯学習推進課長 それでは、「平成28・29年度港区青少年委員の委嘱について」、ご説明いたします。

資料ナンバー7です。港区では、青少年教育の振興を図ることを目的に、中学校校区ごとに青少年委員を委嘱し、青少年の文化活動の推進や地域活動の推進、青少年団体の育成の支援などを行っています。

青少年委員の任期は2年で、この平成28年3月31日をもって期間の満了することから、次の平成28年度から29年度の委員について、ご報告します。

現在、26人の委員が活動していますが、次期委員については、港南地区の子どもの数の増加に伴い、港南地区の委員を1名増加し、27人の委員に委嘱します。

なお、各候補者の選考方法につきましては、港区から各青少年対策地区委員会に候補者の選考を依頼し、各地区から推薦をいただき港区で委嘱するという流れをとっています。

ご報告は以上です。

○澤委員長 青少年委員の委嘱について説明がございましたが、ご質問ございますか。

○永山委員 今回新しい方が7名入られ、このうち4名が60歳の定年でおやめになった方の後任ということですか。委員の年齢が上がり過ぎるのも良くないと思いますが、定年制度を65歳に引き上げる方法はありませんか。

○生涯学習推進課長 区の要綱基準等で定年制度は特に定めておりません。青少年委員の皆さんが、自主的に60歳定年と決め、今までの流れで運用されているのを、区が認めているということですか。

○澤委員長 新しい人に出てきていただくことは、とてもありがたいことですが、60歳定年は区の要綱等で決められておらず、継続という可能性もあることを、委員の皆さんに理解していただきたいものですね。

○綱川委員 高齢だけが理由ではありませんが、引受けただけで積極的に活動しない方がいたり、引受けの人がいないという理由で、小さい子どもの保護者、本来見守られる側の方が渋々引受けることになったり、定年制度があるために、悪影響がでてくることもあります。

青少年委員の委嘱については、推薦しただけではなく、本当にやっていただけるのが大切で、地区委員会だけに任せるのは難しい問題になっています。

以前は、管外研修を毎年やっていました。子どもたちの教育に役に立つようなところに1泊で研修に行っていました。小さい子育て中のお母さんや、お父さんの委員が多くなり、泊まりは無理だったり、研修参加者が全体の半分以下になったりするというような状態になっています。制度自体がもう古く、形骸化している可能性もあるので、定年制度も含め、そろそろ見直してはいかがでしょうか。

○澤委員長 よりよいシステムにしてゆくために、ただ今出た課題等を、今後整理していただきたいと思います。それではよろしいですか。

8 平成28・29年度港区スポーツ推進委員の委嘱について

○澤委員長 続いて「平成28・29年度港区スポーツ推進委員の委嘱について」、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「平成28・29年度港区スポーツ推進委員の委嘱について」、ご報告いたします。

資料ナンバー8をご覧ください。

港区では、地域スポーツの振興を図るために、スポーツ基本法に基づいてスポーツ推進委員を委嘱し、地域スポーツ教室の企画実施、区民へのスポーツ指導や、授権などを行っています。

スポーツ推進委員の任期は2年で、平成28年3月31日をもって期間が満了します。平成28年度から29年度の委員は、定員28人のところ、24人の委員でスタート予定です。

推薦依頼中となっている三田地区の2名、六本木地区の1名、赤坂地区の1名の4名のうち、三田地区の1名につきましては推薦があり、現在手続を進めております。手続終了次第、改めて追加のご報告させていただきたいと考えております。残りの3名につきましては、現時点では適任者が不在とのことですが、引き続き推薦していただけるよう地区委員会と協議を続けております。

また、各候補者の選考につきましては、青少年委員同様、各青少年対策地区委員会に選考を依頼し、推薦をいただき区で委嘱する流れをとっています。

報告は以上です。

○澤委員長 青少年委員等と似たような課題もあろうかと思いますが、よろしくをお願いします。

9 「港区学校情報化アクションプラン」の進捗状況について

○澤委員長 次に、港区学校情報化アクションプランの進捗状況について、説明をお願いします。

○指導室長 学校情報化アクションプランの進捗状況についてご説明いたします。

資料9をご覧ください。平成27年度の主な実績として1から7までありますが、今年度、さまざまな整備計画が順調に行われ、これから運用していくという段階に入っております。

まず、1ですが、センターサーバーを設置したことによって、一人一人のインターネットパソコンにメールアドレスが付与され、学校間の情報共有というのが、容易になりました。

2、センター型の校務支援システムを導入しました。学校現場での出席簿や指導要録の管理、成績処理等の公務を一括管理し、業務負担軽減をはかるものです。現在、1月からグループウェアの機能が稼働し、4月の本稼働に向けて研修を実施しているところです。

3、新教育用パソコンの配備についてですが、小学校については全校、中学校については検証校3校に配備しました。アクティブ・ラーニングの等の、主体的、協働的な学びの充実を目指し、電子黒板との組み合わせで、分かりやすい授業を目指しているところです。

4、教科指導で利用する電子教材の充実ですが、これらは授業支援ソフトをタブレット端末に入れ、それを一括することで、教師が、生徒の学習状況を把握できることとなります。タブレットを使いながら、動画比較の資料作成等ができるようなパソコンソフトを導入し、充実を図っています。

5、ICT支援員の有効活用ということで、授業でのICTの活用にはICT支援員を配置しています。

6、ヘルプデスクの設置ですが、システム運用上の相談窓口を一本化したことで、トラブルを迅速に解決できるようになったと、教育現場から報告を受けています。

7、ホームページの管理ツールの導入で、情報共有に努めています。学校、地域によって温度差がありますが、今後、各校ホームページの更新に活用するよう、働きかけていきたいと考えています。

説明は以上です。

○澤委員長 学校情報化アクションプランの進捗状況の説明でした。教育の質の向上と、先生方の校務支援ということで、非常に期待ができるシステムですね。今後徐々に稼働してゆくということですか。

○指導室長 平成27年度までで環境整備が一段落しました。これから本格運用が始まり、効果成果をきちんと検証するところだと考えます。教育委員会全体で、先生方、子どもたち、保護者等の意見をしっかり押さえた上で運用していきたいと思っています。進捗状況は、引続きご報告します。

○澤委員長 大変な経費を投入してつくり上げているシステムですから、また詳しく説明してください。

10 生涯学習推進課の4月事業予定について

11 図書館の2月分利用実績について

12 図書館・郷土資料館の4月行事予定について

13 4月指導室事業予定について

○澤委員長 「生涯学習推進課の4月事業予定について」、「図書館の2月分利用実績について」、それから「図書館・郷土資料館の4月行事予定について」、「4月指導室事業予定について」は、4件の定例報告で、会議資料のとおりでございますので、ご覧ください。

本日予定していた案件は全てこれで修了しましたが、ほかに何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉会」

○澤委員長 では、これをもちまして閉会いたします。

次回は臨時会を4月1日午前11時40分から開催の予定です。よろしくお願いいたします。

(午後3時47分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会教育長 小池 眞喜夫